

議案第12号

かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成31年3月1日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例

かすみがうら市水道事業給水条例（平成17年かすみがうら市条例第146号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「1,620.0」を「1,650.0」に、「48.6」を「49.5」に、「205.2」を「209.0」に、「226.8」を「231.0」に、「259.2」を「264.0」に、「270.0」を「275.0」に、「810.0」を「825.0」に、「54.0」を「55.0」に、「108.0」を「110.0」に、「118.8」を「121.0」に、「183.6」を「187.0」に、「216.0」を「220.0」に、「1,080.0」を「1,100.0」に、「1,404.0」を「1,430.0」に改める。

別表第2中「97,200」を「99,000」に、「162,000」を「165,000」に、「194,400」を「198,000」に、「28

0, 800」を「286, 000」に、「356, 400」を「363, 000」に、「810, 000」を「825, 000」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のかすみがうら市水道事業給水条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前から継続している水道の使用で、施行日から平成31年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金については、なお従前の例による。